

経済的な理由で生活に困っている方へ、自立に向けた相談を行い食料品等を提供します。

ご存じですか？ フードバンク活動事業

森町社会福祉協議会では、令和4年4月より生活困窮者に対する「フードバンク活動事業」による支援に取り組みます。

□ 事業の内容

フードバンク活動は、経済的な理由で一時的に生活が困窮した世帯に、自立した生活が送れるよう相談による支援を行い、食料品等を無償で提供する事により地域における困りごとを地域全体で支え合う活動です。

また、利用されていない食料品等の寄付をお願いして事業を運営しますので「食品ロス」を減らし、資源の有効活用にもつながります。

(消費期限が近付いた食料品等は、町内の福祉関係事業所等に提供する場合がございます。)



○食料品等の寄付のお願い

皆様のご家庭で利用されない食料品等を、事業に活用するため寄付を募ります。



○食料品等の管理 (フードバンク)

社会福祉協議会で管理、相談支援のうえ食料品等の提供を行います。



○食料品等の提供

- ・ひとり親となり生活が安定していない。 ・病気やケガで働けなくなった。
- ・失業し、求職中だが就職先が見つからない。
- ・生活保護を申請したが決定までの間、食料品がない。 など



○相談員による支援

社会福祉協議会職員が相談員となり、社協事業の紹介や関係機関との調整により自立に向けた支援を行います。

※フードバンク活動事業を利用する場合、総合相談による支援が必要となります。



※生活保護受給中の方は、ご利用できません。(申請中の方を除きます。)

お問い合わせ : 〒 049-2326

茅部郡森町字御幸町 3 番地 2

社会福祉法人 森町社会福祉協議会

(01374) 3-2280 / 3-2380

利用されていない食料品等寄付のお願い

◇ 寄付をお願いする食料品等

- ・賞味期限が明記（砂糖、塩を除く）され、概ね3カ月以上あるもの
- ・未開封のもの
- ・包装や外装が破損していないもの
- ・生鮮食品以外の常温保存できるもの
- ・日本の食品表示ラベルのあるもの（アレルギー対策のため）

◇ 寄付をお願いする食料品の種類（例）

○ 米

- ・精米後の白米もしくは玄米で2年以内に収穫したもの

○ 缶詰

- ・さかな類缶詰 ・フルーツ、野菜缶詰 など

○ 乾麺

- ・スパゲティ ・ラーメン（カップ麺、袋麺） ・そうめん ・そば ・うどん など
- * 「そば」、「小麦」等のアレルギー体質は事前に確認のうえ配付します。

○ 飲料

- ・ジュース類 ・お茶 ・紅茶 ・インスタントコーヒー など

○ レトルト食品

- ・スパゲッティソース ・カレー ・〇〇丼 ・炊き込みご飯の素 など

○ 袋物

- ・混ぜご飯の素 ・ふりかけ ・豆や野菜の水煮 など

○ 乾物

- ・わかめ、ひじき ・切干大根 ・しいたけ、かんぴょう ・高野豆腐 など

○ 粉類

- ・小麦粉、天ぷら粉、片栗粉 ・ホットケーキミックス など

○ 調味料

- ・カレー、シチュールー ・ケチャップ、マヨネーズ、ソース など
- ・だしの素・調理油（サラダ油、ごま油など） ・みりん、砂糖、塩、醤油、味噌 など

◇ 食料品等提供の基準

食事量（1人当たりの量）の目安

食料品等の種類	1日分の目安	7日分	摘要
お米	3合（450g）	約3kg（450g×7日分）	
缶詰	1缶	7缶	
乾麺類	-	2袋（140g）	ラーメン・そば・うどん
みそ汁（インスタント）	3袋	21袋	
漬物（真空パック等）	-	1袋	
レトルト食品	-	2回分	カレー・丼物など
調味料等	-	適宜	
飲料	-	適宜	インスタントコーヒー・ティーパック等

お気軽にご相談ください。（ ☎ 3-2280 / 2380 ）